

店舗の平面図

定規などを用いて縮尺で正確に作成してください。建築関係図面の転用も可能です。

なお、下記事項を店舗平面図に記入してください。

※店舗の面積が算出できるよう壁の内側の寸法を記載し、平面図の余白欄に店舗面積の算出式を記入してください。

※店舗の有効面積は13.2㎡以上を確保してください。柱等店舗の売場として使用できない場所がある場合はその部分の寸法を記載し、有効面積から差し引いてください。また、店舗内に更衣室、事務室、トイレ等の付属設備を有している場合は、これらの面積は店舗の面積として算出しないでください。

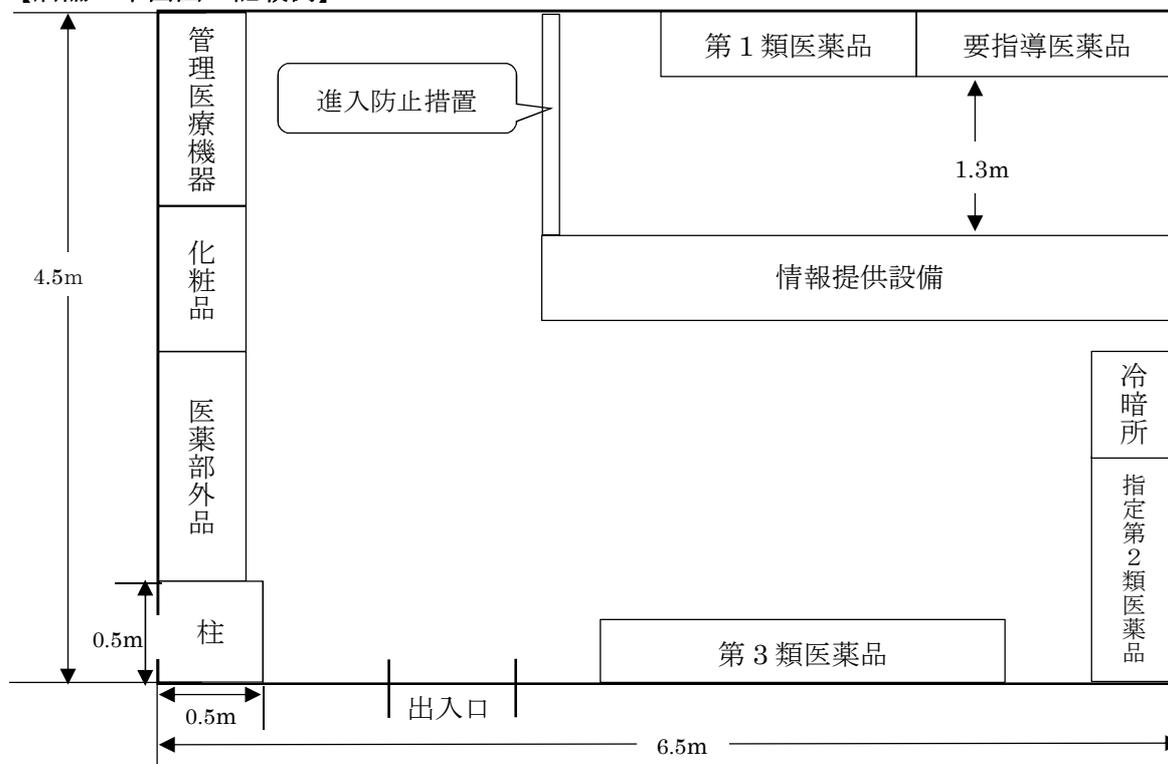
- ①店舗の出入り口、住居等との区画がよくわかるように記入してください。
- ②常時居住する場所、不潔な場所から明確に区別し、記載してください。
- ③店舗が他の場所（当該店舗の事務所等の付属設備、自宅を除く。）へ行くための通路となる構造は認められません。
- ④相談カウンター等、**情報を提供し、指導を行うための設備**（以下、「情報提供設備」という。）を備え、その場所を記入してください。
 - ・要指導医薬品又は第1類医薬品を陳列する場合は、要指導医薬品・第1類医薬品陳列区画（要指導医薬品・第1類医薬品陳列設備から1.2m以内の範囲）の内部又は近接する場所に設置してください。
- ⑤要指導医薬品又は第1類医薬品を陳列する場合は、その場所を記載してください。
 - ・当該医薬品の陳列設備から1.2m以内の範囲に購入者が侵入できない措置をとってください。ただし、鍵をかけた陳列設備又は購入者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合はこの限りではありません。
- ⑥要指導医薬品及び一般用医薬品は、購入者がわかりやすいように区分ごとに陳列し、その場所を記入してください。
- ⑦指定第2類医薬品を陳列する場合は、その場所を記載してください。
 - ・情報提供設備から7m以内の範囲に陳列してください。ただし、鍵をかけた陳列設備又は購入者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合はこの限りではありません。
- ⑧**鍵のかかる貯蔵設備**（固定、施錠）がある場合は、その場所を記載してください。
 - ・毒薬を取り扱わない場合は不要です。
- ⑩**冷暗所**がある場合は、その場所を記載してください。
 - ・冷暗貯蔵を必要とする医薬品を取り扱わない場合は不要です。
- ⑪スーパー等の一面を店舗とする場合は、壁又は床へのライン引き、床の色を変える等、店舗と他の場所を明確に区別してください。また、店舗内に専用のレジを設けてください。
- ⑫要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等しない時間帯がある場合は、シャッター、パーテーション、チェーン等物理的に遮断され、進入することが困難な閉鎖設備を設置し、記入してください。
- ⑬特定販売を行う場合には、特定販売に使用する**通信手段の設置場所**を記入してください。
- ⑭医療機器の販売を併せて行う場合は、店舗内に**医療機器の保管場所**を記入してください。

⑮毒物劇物販売業を併せて行う場合は、店舗の情報提供設備の内側等の目立たない場所に**毒物劇物専用保管庫**（固定、施錠、堅固、表示）を設置し、その位置を記入してください。

⑯医薬品の貯蔵設備を設ける場合は、その場所を記入してください。

- ・ 医薬品の貯蔵設備を設ける区域は、他の区域から明確に区別してください。

【店舗の平面図：記載例】



<面積算出式>

$$4.5 \times 6.5 - (0.5 \times 0.5) (\text{柱}) = 29.0 \text{ m}^2$$

※面積については、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで算出してください。

店舗配置図

【店舗配置図：記載例】

